

令和6年度第1回愛媛県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和6年7月16日（火） 愛媛県水産会館6階大会議室	
出席委員氏名	委員 柴田 好則 (松山大学 経営学部 准教授) 委員 清水 友記子 (株式会社伊予銀行 審査部 課長) 委員 丹下 真由美 (税理士) 委員長 バンダリ ネットラ プラカシュ (愛媛大学 社会共創学部 教授)	
審議対象期間	令和5年12月1日 ～ 令和6年3月31日	
抽出事案	総件数 6 件	(備考) 抽出の考え方 (抽出担当委員) ・入札・契約方式別、部局別、地域別を基本に抽出。
入札後審査型一般競争入札	4 件	
指名競争入札	2 件	
	意見・質問	回 答
委員からの意見 ・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 意見の具申又は 勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>【令和6年度入札・契約制度の改善について】</p> <p>・特になし</p>	
<p>【県発注工事に係る入札及び契約手続の運用状況】</p> <p>・特になし</p>	
<p>【抽出工事に関する説明及び審議】</p> <p>○入札後審査型一般競争入札</p> <p>1. 建第1号の4 県庁第二別館 新築衛生設備工事</p> <p>・応札可能業者が37者あるにもかかわらず、応札が2者のみであった理由は何か。</p> <p>・今後、業者選定の基準が変わることで、応札者数も変化する可能性があると考えてよいか。</p>	<p>・県全体の応札可能業者が37者あるうち、施工箇所である中予地区には19者おり、一定の競争性は発揮されていると考えるが、市町発注工事や民間工事など、他にも応札を検討する工事が多くあることが原因として考えられるほか、根底には現場代理人や監理技術者などの技術者不足があるものと考えている。</p> <p>・業者選定の基準によって応札者数が変化する可能性はあるが、応札者数が少ない要因としては、技術者不足によるところが大きいと考えている。こうした担い手不足の問題が解消されれば、応札者数の増加も見込まれると考えられる。</p>
<p>2. 補西保第6号の1 東予港海岸（今在家地区）海岸高潮対策工事</p> <p>・今回の工事は前回工事の続きか。</p>	<p>・今回の工事は、前回の工事に隣接した箇所で、前回工事と同様に鋼矢板を設置する工事である。</p>
<p>・今回の工事は前回工事と同じ業者が受注しているのか。また、前回工事も1者応札であったのか。</p>	<p>・前回工事は3者から応札があり、今回の工事と同じ業者が受注している。</p>
<p>・今回1者応札となった理由は何か。</p>	<p>・3月末の発注となり、業者の手持ち工事量が多い時期であったこと、施工箇所に近接し、交通費が安価となる西条地区のS等級業者が3者のみであること、さらに、漁協やフェリー事業者などの関係者との調整が必要なことなど、施工条件が厳しかったことが要因として考えられる。</p>

意見・質問	回 答
<p>3. 道長第7号の4 (国) 378号 橋りょう補修工事</p> <p>・応札可能業者が多数いる中で、実際の応札者が極めて少ないが、これは発注の時期等が影響しているのか。また、設計金額によって応札可能業者数は増減するのか。</p>	<p>・設計金額に応じて、入札参加資格の一つである本店等所在地の設定が決まることから、今回は施工箇所である伊予市を含む中予地方局管内を本店等所在地の条件とした。そうした本店等所在地の設定を含む複数の入札参加資格の条件を満たす応札可能業者が46者ある中で、伊予市に本店がある業者は4者のみであり、そのうちの3者が応札していることから、地域という観点でみると、応札者数については妥当な状況であると考えている。</p>
<p>4. 基設ス三瓶(5)第3号 三瓶地区 畑かん施設(その7)工事</p> <p>・制御室内の施設更新という比較的、技術的難易度が低い工事であるように思えるが、2者のみの応札となった理由は何か。</p> <p>・今回更新を行った自動化施設以外の畑かん施設の他のシステムについても、今回応札のあった2者のみが応札しているのか。</p>	<p>・一般土木工事とは異なり、畑かん工事には地域ごとの専門性が求められるものの、南予用水関連の工事に携わった実績のある業者が限られているのが実情であり、結果的にそうした実績を有する業者のみが応札したものと考えられる。</p> <p>・スプリンクラー等の末端施設や別の制御室等の更新については、今回応札のあった2者以外の業者の応札実績はある。</p>
<p>○指名競争入札</p>	
<p>5. 防補急砂第44号の1 (急) 大超寺奥14-2地区 急傾斜地崩壊対策工事</p> <p>・令和4年度に前回工事を発注した際も、今回と同程度の業者数を指名しているのか。</p>	<p>・前回工事は設計金額4,300万円程度であるため、入札後審査型一般競争入札で発注している。なお、その際の応札者数は把握していない。</p>
<p>・3工事に分割発注した理由は何か。</p>	<p>・急傾斜地崩壊対策工事については、人家が近接し施工範囲が狭隘であることから、大型重機等が搬入できず、施工効率が低下することが予想されるため、一度に広範囲の工事進捗を図るのではなく、単年度で施工可能な工区を設定し、分割発注することとしているためである。</p>

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・分割発注した結果、それぞれ別の業者が施工することとなった場合、何か問題は生じないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・先行工事と後続する工事の準備工の期間を重ねることで、業者同士で工程の調整を行うことができるだけでなく、発注者として県も指導を行うことで、支障のないように工事を進めることは可能である。
<p>6. 復第13-1号 牛野川 復旧治山工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回、指名業者5者のうち、南予地方局管内に本店を有する4者を指名しているが、前回工事でも同様の条件で指名業者を選定したのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前回工事は入札後審査型一般競争入札で発注しているため、本店所在地を南予地方局管内に限定するような条件は設定していない。

(問い合わせ先)

松山市一番町四丁目4-2 TEL 089-968-2294

愛媛県入札監視委員会事務局 (県庁総務部総務管理局行政経営課内)